

徳島県青少年健全育成条例（抜粋）

制定	昭和40年 7月19日 条例第31号
改正	昭和45年 3月24日 条例第12号
	昭和52年12月24日 条例第39号
	昭和56年12月 1日 条例第21号
	平成 4年 3月23日 条例第11号
	平成 7年10月12日 条例第47号
	平成 8年 3月28日 条例第 6号
	平成 9年11月26日 条例第48号
	平成11年10月26日 条例第25号
	平成13年12月25日 条例第48号
	平成17年12月22日 条例第119号
	平成18年 7月18日 条例第67号
	平成20年 3月31日 条例第 6号
	平成22年12月22日 条例第50号

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、青少年の健全な育成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、保護者、関係職員及び地域住民の責務等を明らかにするとともに、基本計画の策定及び青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為の防止に関し必要な事項等を定めることにより、施策を総合的に推進し、青少年の健全な育成を図ることを目的とする。

第4章 徳島県青少年健全育成審議会

（審議会の設置）

第18条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項のほか、知事の諮問に応じ、青少年の健全な育成に関する重要事項の調査審議を行わせるため、知事の附属機関として、徳島県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項の重要事項に関し必要があると認めるときは、知事に意見を述べることができる。

（審議会の組織）

第19条 審議会は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が任命する委員30人以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 青少年の活動に関係を有する者
- (3) 業界に関係を有する者
- (4) 関係行政機関の職員

(審議会の会長)

第20条 審議会に、会長 1 人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ、会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の委員の任期)

第21条 第19条第1号から第3号までに掲げる者のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(審議会の議事の手続)

第22条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の3分の1以上が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(審議会の部会)

第23条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が審議会の会議に諮つて指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によつて定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

(審議会への諮問等)

第23条の2 知事は、第5条の2の推奨、第7条第1項の指定、同条第4項の指定の取消し、第8条第1項の指定、同条第3項第3号ハの指定、第10条第1項の指定、第10条の2第1項の指定又は第11条第1項の指定をしようとするときは、あらかじめ、審議会に諮問しなければならない。ただし、緊急を要するために諮問するいとまがないときは、この限りでない。

2 知事は、前項ただし書の規定により審議会の意見を聴かないで同項本文の推奨、指定又は指定の取消しをしたときは、審議会にその旨を通知しなければならない。